

ので具体的なことは、なにひとつ判っていない。しかしながら、一宮の奥地から夷隅の地に古墳を築造した豪族たちも、奈良時代以降は律令組織の中に入つて、有力な地方機構の推進者となつたであろうことは疑いない。

このとき採用された地方制度は、国造の政治権力を極度に弱体化して、中央集権の実をあげるための官僚組織の普遍化であった。まず大化二年（六四六年）に、従来の国造や県主あぶなしを廃止し、かわって諸国に中央から国司を任命派遣して地方政治を管掌させたのである。そして旧国造を諸郡の大領（郡領または郡司ともいった）と

## 一宮周辺の郡郷

地方豪族と地方官 大和朝廷の中央集権が確立して、名実ともに統一国家の体制がととのつたのは、大化の改新以後のことである。これは、すべて大陸の先進国である唐の律令制度をとりいれたものであった。

き、律令制を手本とする戸籍や計帳の作製、人民に一定の土地をあたえる班田収授法、税制の革新等が強力に推しすすめられたのである。だから歴史家は、これを律令国家と呼んで、それより以前の大和國家と区別をしている。

にちがいない彼も、さすがに都では官位の低い一役人に過ぎなかつた。文面には、祖父の忍は難波の朝（孝徳天皇）で海上郡少領司をつとめ、父宮麻呂は飛鳥の朝（天武天皇）に同じく少領司に仕えます。ついで藤原の朝（文武天皇）には大領司に進んだ、また兄の国足は奈良の朝廷（元明天皇）に引きつづき大領司をついてゐる、願わくば父祖の功績をもつて、自分をまた海上郡大領司に補せられんことを請いねがう、という意が表現されている。

中央集権の確立された律令新制度の下にあっても、なお旧時代の國造系豪族が地方官の地位にとどまって、地方民に名門として君臨していた事実を示すものである。

しかしこれら諸郷は、原始聚落の発展すなわち後身とみられるから、将来的考古学的研究や遺跡遺物の発見などによつて、解説を見ることも予想されよう。

五郡、下総には十一郡が建置されていた。試みに、その後の国・郡・

旧国造は、国府の下におかれた郡家（郡院ともいう）にあって、國司の指揮下におかれた單なる地方行政官にすぎないこととなつたわけである。

一面にこれは、従来どおり手なれた郡司に地方民心の把握操縦をまかせ、これを利用して中央政府の支配力を大いに強化し、かつ邊透させようというねらいでもあつたのである。

東大寺正倉院に伝えられている『下海上國造他田日奉部直神護の啓状』である。それは、今の銚子附近にあった下海上國を廢して海上郡を建置してより後の、天平二十年（七四八年）に国造家出身の日奉部神護なるものが、郡の大領にして欲しいと中央政府に提出した解（申請書）である。

郷の経過を文献から拾えば、左のとおりである。  
白雉三年（六五二年）四月、五十戸を里とし里毎に長一人を  
む・国・郡・里的秩序をたて里は村を統ぶ。令制五十戸を「田  
一郡二十里<sup>二十里</sup>を限る。

大宝二年（七〇二年）九月、大宝律令の制定による郡制は、大  
（一十里<sup>（さかどり）</sup>より十六里）・上郡（十五里より十二里）・中郡（十一里  
り八里）・下郡（七里より四里）・小郡（三里）の五級に分ける。  
和銅六年（七一三年）五月、詔して諸国の郡・郷名は佳字二字  
用い、各国に風土記を編纂させた。

靈龜元年（七一五年）式により里を改めて郷とした。  
養老二年（七一八年）五月、平群・安房・朝夷・長狭四郡を割  
て安房国を建置。

天平十三年（七四一年）安房国を上総国に再び併合。  
天平宝字二年（七五八年）上総国よりまた安房国を分置。

天長三年（八二六年）九月、上総・常陸・上野をもつて親王の国として、守を太守と称した『類聚三代格』。

安房と上総の分合を三度もくりかえしている事情が、どういうところにあつたかについては、これという史料もなく明らかでない。

手をやいたからでもあるうか。

この名残りかと思われるものが東上総にみられ、『和名抄』に

る安房国朝夷郡置津郷が、いま上総国夷隅郡興津となつてのこつて  
いる。分合も我関せずといった住民感情の所産か。住む人の心情は  
昔も今も変わらない。

さて数次にわたる郡郷の変遷を経て、ようやく地方制度もいちお  
うの整備をみたもののごとく、『和名抄』には安房四郡・西上総六  
郡・東上総五郡が載つてゐる。

西上総に一郡多いことは、ここにも人煙の稠密、東上総よりはる

かに多いさまが窺知される。所詮ひととあし早く開けた東総は、後進

の西総に伍してゆけなかつたのであらう。

東上総五郡は武射・山辺・長柄・埴生・夷瀬であつて、一宮の属

する長柄・埴生両郡の郷數十二、おのの六郷より成る。

(註) 下総国にも埴生郡があるため明治十一年かれを下埴生郡、これを上

埴生郡と区別し、明治二十九年長柄・上埴生の両郡を合併して今の長生

郡を建置した。

各郷名とその推定地域を『大日本地名辞書』(吉田東伍・明治四十  
年刊)に掲げて、左に列挙しておく。

国郡の沿革については、早くすでに下総出身の国学・地理学者村  
岡良弼の『大日本地理志料』があり、また東上総の房総研究学者の

中村国香『房総志料』、安川柳溪『上総国志』等があつて、それぞ

れ本地方の諸郷を考証しているが、いずれも類推にとどまるもの多

く、確定的とみられる古郷推定地はいたつて少ない。土地の盛衰流

転も生滅滅亡に変わりなく、歳月のかなたに没し去つて遺称すらと  
どめていないのである。

を兼陀郷の遺称とする説もある。もっとも金田は、もとカシダと呼  
ばれ玉前神社の神田とみる説もあり、殊に郡を異にする点からも否  
定されよう。

また谷部郷の旧地という茂原市長谷は、これをナガヤといつてハ  
セと呼ばぬところに一沫の疑いがのこるが、これは長い間に字音が  
転化したものかも知れない。

中世の一宮附近の郷・庄 中世以降は、両郡の出入はげしく混  
乱にちかいものがある。いつたい郡郷名のみだれは、平安時代に入  
つて地方制度が弛緩するとともにはじまる。庄・保発達してその称  
呼せかんとなり、戦国の武将各所に土地を掠略して私に郡名・庄名  
を称するに及んで、地名の錯雜混乱は一つの風潮となつて全国を覆  
つたかの觀がある。そして鎌倉期より足利、足利も末期と下降する  
にしたがつて名称いよいよ乱れ、庄や郷を郡と私称し、あるいは村  
を郷と謫称して庄名の下につけるなど、郡郷庄の秩序はまったく失  
われてしまつた。

本郡下、その好例を二、三の金石文から示せば、

長北郡本藻原郷一応永十六年(一四〇九年)長尾橘神社鰐口銘

長北郡藻原之郷一永録六年(一五六三年)藻原寺造像札銘

長保郡山根郷一天正十六年(一五八八年)飯尾不動鰐口銘

埴生郡太田郷一又村一元和三年(一六一七年)本納町万光寺鰐口  
銘

長保は長北(チヨウホ)の音借字、北条の北と同様であつて、長  
柄郡北部の私称にすぎないが、奇異に思われるものは藻原が長柄郡の

庄、あるいは一之庄を称した

埴生郡(古称波牟布がハニフとなりハブとなつた)

埴生郷一旧東浪見村・一宮町に推定。中世に広く埴生庄また一宮

庄、あるいは一之庄を称した

坂本郷一金田・岩沼の辺か、高石郷の誤書で高師かの説もある

横栗郷一未詳、旧東村・西村辺か

管見郷一旧長柄村・二宮本郷村辺か、一説に旧土陸村寺崎の旧称

勝見をその遺称かという

車持郷一藏持の遺称あり、旧序南町・豊栄村辺か  
兼陀郷一邑陀の誤書として本納町上太田・下太田を宛てる

柏原郷一柏原の誤りとして本納町萱場を遺称かという

谷部郷一茂原町長谷を遺称かという

以上を概観すると、必ずしもすべてが首肯に値するとは言ひが  
たい。

地名の解釈には常に牽強附会がつきまとつるもの、一説にすぎない  
ことも亦やむを得ない。したがつて、異説もいくつか出てくるわけ  
である。

例えば、小生田・小野田(上・下に分る)を小田郷の旧地、金田  
東南に当たることだ。これを北と称しているのは、一宮地方がこの  
ころ長柄郷下になつていたからである。

ところが、長柄郡の北部に当たる太田が埴生郡を謫称しているの  
だから、乱雜まことに怪奇にちかい。その南の山崎(旧二宮本郷  
村、今茂原市)に二宮神社があつて、このあたり長柄郡に介在しな  
がら、やはり埴生郡を称していた。

いっぽう長柄郡南部の長南(廳南を宛てる)が、埴生郡を謫称し  
ているという乱脈ありである。

われわれは乱称の極端な例を本郡にみるが、これがどういう事情  
によつて近世にまで及んだものか定かでない。

さて長柄郡の郡衙、すなわち郡家のあつた地は何処であろうか。  
長柄町に國府里があり、相接して國府関(茂原市)があるが、か  
つてはここに上総國府あり、後に市原郡に移されたための遺称との  
説が行なわれた。

しかも郡の西に廳南という地名があるところから、これを國府の

南に由来する地名と解して裏づけたものである。

諸国に國府移動の例なきにしもあらずだが、上総の場合はまったく  
く根拠がない。

國府の文字にこだわれば、夷隅町にある國府台も市川市國府台と

いすれも単なる文字にとらわれた考證であつて、吉田東伍の『大  
日本地名辞書』に説破したように、諸国の郡の地名と性質を同じく  
する遺称である。

上総海上郡家の故地が小折の遺称をとどめているのと同様、郡の借字転化であつて長柄郡家の旧地と見ることができる。

かつて三十余年前、同地の民俗研究家内田邦彦医師は、国府里の水田改修工事に際して多くの田下駄・木枕・木鍬らしき木製品多数を掘り出したことがあつたが、今日の考古学ブームと進歩した湿地遺跡発掘の技術に際会して、おそらく貴重な研究成果をあげ長柄郡家についても、何らかのヒントを得たのではないかと惜しまれる。

ところで埴生郡家の所在地の方は、何の遺称もとどめず全く不明である。わずかに他の例から推測して、埴生郷が埴生郡の中心をなすと目し、その埴生郷を一宮附近に擬すにとどまる。まず、この附近に埴生郡家の故地を求めるのが、もつとも妥当ではあるまい。かつては一宮本郷の称もあつて、これが埴生郷の本郷たるかを思われる。

旧西村に埴生沢（長南町）あり、これを埴生郷の遺称という説もあるが、茗荷沢とともに山間不毛の地帯で、夷隅郡家への山道筋にすぎず、とうてい郡家所在の地たり得ない。強いていうならば、埴生郡埴生川水源の沢地という意味の地名を見るべきであろう。

中世に一宮庄を称するようになつても、その境域はなはだ広大にわたり、長生郡東部の旧町村、太東・一宮・土睦・一ヶ松・白鷗・南白龜・閔・八積一帯を包含していた。古記録の二、三に次のようないものがある。

(1) 一宮庄内金屋、明応九年（一五〇〇年）横浜市弘明寺鰐口銘



高藤山にある高塔の城址の碑

(2) 一宮庄椎木郷長坂、永禄八年（一五六五年）夷隅郡行元寺經卷奥書

(3) 一之宮庄東村、元亀三年（一五七一年）夷隅郡東村鰐口銘

（2）一庄寺崎郷、天正二十年（一五九一年）寺崎宮崎文書（これは

一ノ庄といったもの）

右のうち、(2)は同村薬師堂にかけられていた鰐口という。現存しないので調べようがないものの、どうも偽物ではないかと思われる。長生郡東村は明治以後の村名でヒガシ村、夷隅郡東村はアズマ村といつて古くからある村名であるから、これは夷隅郡東村ということになるが、それにしても夷隅郡中部にまで一宮庄が及んでいたとは受けとれない。左のことく、径九寸の鰐口の両面に、

(4) (右側) 奉鰐口一懸上總國一宮之莊東村薬師如來御宝前

（左側）大旦那平氏朝臣正木種成公、願主別當禪貞敬白  
（裏面）元亀三壬申天三月吉日

と陰刻されていたという。「平氏朝臣正木種成公」という氏名の書きかた、また「元亀三壬申天三月吉日」などの年号書式は、金石文の常識からみて足利時代の慣行に反しており、どうも後人の偽刻としか認められない。

それはともかく、以上述べたとおり一宮庄の中世における繁昌は、いちじるしいものであった。これには経済力もさることながら、大きな地方政治力も作用したことを考えないわけにはいかない。玉前神社の神威を基盤とした有力な地方政治力、これが一宮庄の発展をもたらした大きな要素であろう。これは隣接の一宮庄についてもいえることである。

もし既述の能満寺・久原・大谷木（富貴樂古墳）の各前方後円墳ならびに古墳群をのこした豪族の子孫が、国造級のものであつたといふ見解が認められるならば、埴生郡司またこれにつながるとなす説も、あながち不合理ではないと思われる。

さらに看過し得ないのは、大谷木・永井・久原・西湖・大井・葛田等の埴生川に面する地帯を内埴生と汎称していることである。しかも、この地帯のみ長生郡下に稀有の埴輪を出土する古墳二ヶ所あり、また大形勾玉（今亡）や古墳前期の和泉式土師器の発見されるなど、裏づけとなる資料も少なくない。

いささか飛躍にすぎる嫌いはあるが、如上の古墳群の地域は一宮

のバックグラウンドとして、最も重視さるべきところ、郡衙の故地をこのあたりに求めても、さほど無理ではなかろうと考えられるのである。

これを地理の上から案ずるも、北は茂原を経て長柄郡家へ、また芝原沃田のかなた長南より六地蔵・追分の峠をこえて上総国府に通ずる古道があり、南は夷隅郡家を指呼の間にのぞみ見る要地である。加えるに、延喜式名神大社玉前神社の社は眼前に横たわり、その加護を求むるに屈強の位置にある。

さればこそ、近古より中世にいたつても上総氏の居館あり、上総権介広常あるいは常秀・秀胤父子等の武将が大柳館おおやながたをかまえて、この地方におおいなる勢威をふるうことができたわけである。

(註) 上総権介広常・常秀・秀胤については、封建前期の条ならびに佐久間氏の広常論考を参照されたい。

広常の居館を、中村国香はその著『房総志料』の中に、夷隅郡旧布施村殿台（今は大原町）の地としてから、人これを信じ、各書みな踏襲して『大日本地名辞書』もそれを採用している。

しかし根拠はなはだ乏しく、また一宮町高藤山城跡なりとする説もある。高藤山はすこぶる要害の地であるが、平安朝末期の武門の館として、そこぶる難色つよく認めがたい。まず全国的視野にたって山城の沿革を攻究すれば、おのづから然なるものがあろう。なお広常居館を一宮大柳館として発表したのは、徳富蘇峰の『源頼朝』（昭和二十八年十二月刊）が最初であろう。同書の上巻一四〇頁に、頼朝再舉の房総経路図あり、その中に朱をもつて図示されている。これはおそらく、同翁歴史書の助手を多年つとめた山武郡成東出身の歴史学者、高橋源一郎（故人）の説によつたものであろう。

## 東上総の防人

ない。わがくに初の徵兵制度によつて集められた壯丁は、それぞれ自國の軍團に収容されたが、彼等は一年交代で都にのぼり衛士として宮廷を警固する義務も負わされた。またこれとならんで、三年交代をもつて九州筑紫の海岸を防備する防人の制があつた。

天平二年（七三〇年）九月、防人は諸國軍團よりの撰出を止め、東国出身者のみを採用することとしている。すなわち防人は奈良朝も中期をすぎると、ほとんど遠江・駿河（今の静岡県）以東、特に

関東の兵士をもつてあてられるようになつたのである。

房総壮丁の活躍 東國の原始小國家群の統一が一段落して、次に頭痛のたねであったのは、北方みちのくに跳梁する蝦夷への対策であつた。これが鎮西の政策とあいまつて国防の急務となり、八世紀早々の大宝律令（七〇一年）による軍團の新設となつたわけである。房総はあたかも蝦夷地防備の兵站基地たる觀あり、このとき五軍團が設けられた。史に見えるところでは、安房の平群軍團・上総の市原軍團・下総の葛飾軍團の三つだけでは不明であるが、東上総の長柄か武射あたりと東下総の香取か海上辺に各一軍團があつたのではないかと、想像される。

当時の制、千人以上を大軍團・六百人以上を中軍團・五百人以下を小軍團としたが、房総諸軍團は何れにあたるか、これも明らかで

記録から拾えるものだけでも、

一、靈龜元年（七一五年）五月、上総ほか関東五カ国の富氏一千戸を陸奥国に移し、蝦夷の防備をかためた

二、神龜年中（七二四一八年）上総はじめ関東八州より鎮兵を出しで陸奥・出羽の蝦夷を防禦した

三、天平九年（七三七年）上総ほか四カ国の騎兵一千人を発遣し、陸奥・出羽の山海両道を開いて蝦夷を征圧した

四、天平宝字二年（七五八年）十二月、関東諸国の騎兵および俘夷を発し、陸奥国桃生・出羽国雄勝の二城を築かせた

五、同三年九月、関東八州と北越四カ国の浮浪人二千を移して雄勝の柵戸とし、上総等七カ国より送つた軍士・器仗を割いて雄勝、

### 桃生二城に貯えた

六、宝亀七年（七七六年）五月、出羽国志波の蝦夷叛乱し下総等三国の騎兵がこれを伐った

七、同年七月、房総三国と常陸に船五十隻を造らせ陸奥国に置いた八、同八年（七七七年）五月、下総ほか三カ国に命じて甲二百領を出羽国に送らせ、蝦夷の鎮定にそなえた

など、枚挙のわざらわしさに耐えぬほどである。このような経験が、尚武の氣質に加わったのだから、鎮西の防人を東国（壮丁）に限ることも、まことにうべなるかなと肯ずかれる。

長生郡出身の防人の歌 かくて房総の各地から、多くの壮丁が防人として北九州の要地をまもる任におもむいており、彼等の詠じた歌がたくさん『万葉集』に載せられている。どういわけか、軍團に入ったものや衛士たちの歌はひとつもなく、房総はじめ駿遠以東諸国（東國）の防人のうたつたものばかりである。それらを読むと、当時の東國の青年がいかに純真であったか、またおおらかな人間感情に生きていたかが、まことによくうかがえるのである。

### 防人の発遣は、それぞれの本国から難波津（今の大阪港）まで、

国司の責任をもつて送りとどけることになつていて。この役を防人部領使といつた。『万葉集』卷二十には、天平勝宝七年（七五五年）二月交代の防人をつれていた「上総国防人部領使少目從七位下<sub>下</sub>美田連沙弥麿」と「下総国防人部領使少目從七位下<sub>下</sub>犬養宿称淨人」の二人の名が出ている。陸行数百里の東海道をたどつて難波の津に行き、そこから瀬戸内海の船路を経て筑紫にいたる千里の旅は、憂

いものどころか困苦をきわめたものであつたろう。

『万葉集』にのるかずかずの防人の歌には、こうした人々の旅愁や肉親別離の哀情がにじみでていて、千年の歳月を経た今日なお読むものを感動させずにはおかしい。さればこそ巻末に、その選者といわれる兵部少輔（おおどひのやからも）、「防人の情に為りて思を述べて作れる」という長歌を手向けたのである。これもその文意は当時の防人をしのぶにたるものがあるので、原文のまま左に抄記しておく。

「大王の命かしこみ妻別れ悲しくはあれど丈夫の情振りおこしとりよそひ門出をすればたらちねの母かき撫で若草の妻取り附き平らげく我は奈はむ好く去きて早還り来と真袖持ち涙を拭ひ咽びつつ言語すれば群鳥の出で立ち難に滯り顧みしつついや遠に國を來離れいや高に山を越え過ぎ蘆が散る難波に来居て夕汐に船を浮け居ゑ朝なぎに舳向け漕がむと侍候ふと我が居る時に春霞島廻に立ちて鶴が音の悲しく鳴けばはるばると家を思ひ出負征箭のそよと鳴るまで歎きつるかも

### 反歌

海原に霞たなびき鶴が音の悲しき音は國方し思はゆ

家おもふと寐を寝す居れば鶴が鳴く蘆邊も見えず春の霞に

（註）長歌の中の「たらちね」は母、「若草」は妻、「むら鳥」は出でたつ、「蘆が散る」は難波の、それぞれ枕詞である。長歌は短歌の五七五七七に対し、五七五七五七とつづけて五七七で終る万葉集独特の詩文体、これに附属する反歌は、長歌の意味をエッセンスしたもの、または補強する役目を持っている。

両親や妻子にわかれ、故郷をあとにした防人の心境や旅情は、この長歌のとおりであろう。同書に、天平勝宝七年（七五五年）赴任した東上総出身の防人がよんだけ四首を載せている。

庭中の阿須波の神に木柴さし吾は奈はむ帰り来までに

庭中の阿須波の神に木柴さし吾は奈はむ帰り来までに

外にのみ見てや渡らも難波鴻雲居に見ゆる島ならなくに

外にのみ見てや渡らも難波鴻雲居に見ゆる島ならなくに

我が母の袖持ち撫でて我が故に泣き心を忘らえぬかも

## 平安時代（一宮地方）

た時代であった。

そして、奈良仏教と中臣鎌子、のちの藤原鎌足にはじまる宮廷貴族、藤原一門の力が、朝廷を大きく動かしていた時代である。思

えば、このふたつが平安中期以降の律令制の敗退と官僚の墮落を将来することになるのである。以下すこしく、その変遷と上総地方の情勢について、考察してみよう。

奈良時代の行きつまつた政治に、あいつぐ天災や饑饉・疫病の反復が拍車をかけて、全国にみなぎる社会不安は増大するばかりであった。これが、仏教を国家宗教たらしめるに至った大きな力といえよう。

聖武天皇は、沈滯した国運を開拓して民生を安堵させるためには、仏法を信奉してその加護を仰ぐの他なしとして、天平十三年（七四一年）諸国に国分僧寺（金光明四天王護國之寺）と尼寺（法華滅罪之寺）建立の大詔を発したのである。かくて、皇室や貴族の帰依信仰によつて庇護された仏教が、これまでの陰陽師にかわって朝廷を左右するようになった。

宗教が政治に介入すれば、国からならず危きは千古の鉄則であるが、奈良時代も末に近づくにつれ、その弊害は極めて深刻に現れた。また南都七大寺はじめ、相ついで建立された諸寺院の膨大な維持費もさることながら、造寺や造仏に費やされる国帑も莫大な額にのぼるばかりであった。

それは、陸奥の国に化外の蝦夷を擁してこれが対策に手をやき、いっぽうには打ちつづく天災や凶作になやまされ、しかも内には貴族・豪族・社寺等の土地私有化が高度に進み、それらが、よつてもつて律令国家の経済的基盤を危くするという、まさに苦難に満ち

すはの神が祭祀されていたのである。次は、雲たなびくところに見える島でもないものを、家郷をはるかに後にして、よいよ遠い海路をわたつて往かなければならぬのかと、望郷家人への思慕を詠じたものである。難波から西の方に遙かに見られる島々を、雲居に見ゆる島とよんだのだと契沖は説いている。三は母親との別離のひとときを絵に見ることし、わが母がみずから袖を持って私を撫でながら、子故の涙にくれていたあの心情が思いだされでならないとの感懷である。『万葉集古義』にも、「歌の意、かくれたるすじなし」とつくしみ孝養とともに、あはれる歌なり、みやこの人およばむや」と感激を述べている。この歌につづいて市原郡の壯丁の「蘆垣の限所に立ちて吾妹子が袖もしほに泣きしそ思はゆ」があり、正に純朴な上総防人の叙情秀歌として誇るるものだ。最後の歌は、筑紫身かとみられる。阿須波の神は、『大言海』に足場の転訛とあり、旅行を守る神という。旅立ちにあたり、帰るまでの守護をいのる神を屋敷内に奉祀する風習は、上代には強く行なわれていた。常陸国鹿島に阿須波明神あり、庭の神・旅の神として古來尊崇されており、この神に祈願して旅立つところから「鹿島立ち」の語がおこつたといわれている。庭の一隅にまつてある阿須波神に、木柴をさしたてて神籠をつくり、筑紫から帰つて来るまでの加護を祈願して来たことを詠つたものである。一説に、作者は防人の留守家族で、そちの帰つて来るまでは家の庭に鎮座する阿須波神に木柴さし幣帛を奉つて、旅行の悲なく安からんことを祈り待つて居るぞ、と解している。ともあれ当時は、かまどの神と同じように家々の庭に、あ

（長柄郡上丁若麻績部羊）

（武射郡上丁丈部山代）

（主帳丁若麻績部諸人）

（山辺郡上丁物部乎刀良）

（筑紫方に舳向る船の何時しかも仕へ奉りて本郷に舳向かも）

（長柄郡上丁若麻績部羊）

ために桓武天皇は即位するや、まず延暦三年（七八四年）山背国長岡への遷都を断行し、仏寺勢力の牙城をのがれて從来のくされ縁をたちきることに努めた。しかしながら、奈良を距たること僅かの地とて、思うような成果をあげるにいたらず、十年ほどで更に山背（このころ山城と改める）の平安京（京都）の都づくりに移ったのである。

平安朝廷における最大の政治理想は、弛緩した律令国家の再建にあつた。まず官吏、特に国司の監督と班田制の励行につとめ、健児の制をしいた。

これは邊要地以外の諸国軍團を廃し、その代りとした募兵で、郡司等の名門の子弟から簡拔してあてた。

記録にのこるところでは、上総百人・下総百五十人・安房三十人の健児となつてゐる。この百人の中の何十人かは、わが一宮の属する埴生および長柄両郡司はじめ、東上総の名門や豪族から選ばれた社丁であったのである。

**地方行政の強化** 次いで嵯峨天皇の弘仁年中（八一〇—一三一年）、機密文書や訴訟をつかさどる天皇直属の機関として藏人所を置き、檢非違使・押領使・追捕使などの官職を設けた。檢非違使は今の警察署長のようなもので、もっぱら警察行政にあたり、治安のみだれるにしたがつて諸国に置かれるようになつた。

上総国には、半世紀おくれて貞觀九年（八六七年）十二月、檢非違使一員と主典一員を配置されたことが、旧記にみえている。

劍を帶び笏を把るとあるから、今の儀式にみかける神主のよ

うの諸使による強化策がとられるようになった。

上総国もまた例外ではなかつたが、特にこの國の場合は、まつたく荷厄介な存在によつて悩まされた。他国にもまして多く配置されていた俘囚という難物があり、それがしばしば叛乱し、あるいは暴動をおこして国内の治安をみだしたのである。

史上に散見するだけでも、左のとおり九世紀の間にひんびんと天下を騒がせ、鎮圧に兵を出している。

一、承和十五年（八四八年）二月、上総の俘囚丸子廻毛等叛乱し、

上総・下総・相模等の連合軍これを討伐、五十七人を斬る

二、貞觀十二年（八七〇年）十二月、上総国をして俘囚を喰さしむ、勅に「夷俘等野心を挾み華風に染まず、或は火を行ないて

民屋を焼き或は兵を持して財物を掠む、群盜恐らくは是より起らん、宜しく捉搦を加え其の賊心を改めしむべし、若し皇化に向うものは優恤を加え教諭に背くものは奥地に追放せん」とある

三、同十七年（八七五年）五月、下総の俘囚叛乱をおこし官や寺を焼いて良民を殺す、上総他三国の兵これを鎮圧す

四、元慶七年（八八三年）二月、市原郡の俘囚四十人そむいて官物を盗み、民屋を焼いて人民を殺し山中にこもる、上総諸郡の兵数千を奏請して、ようやくこれを討伐鎮定した

（註）俘囚・夷俘が、朝鮮半島巡狩の捕虜か奥羽征伐の蝦夷か、いろいろ取沙汰されるが、正体は明らかでない。しかし一種の奴隸人口たることは、まちがいなかろう。

などと、わずか三十五年の間に四回も大騒擾をひきおこしているほ

姿をした役人が、剣をさげて管内を巡察し、地方官吏や人民たちにニラミをきかせていたわけである。

押領使や追捕使も多少の相違はあつたが、地方官吏の不正や土地の押領を監察し、あるいは群盜野盜のたぐいを取りしまるなど、もっぱら国司の警察行政を補佐するのが役目であつた。

当初はいずれも、中央の貴族出身者が任命されたが、のちには在地豪族の実力者をもつて当てるようになり、これがまた武門に合流するに至るのである。

当時の地方行政が、いかに紊乱し無力化していたかは、かように種々の官職名の取締人を要したことをもつて、よく推察することができよう。

そのころの武藏国のごときは、凶賊党をなし群盜山に満つるありさまざま、各郡ごとに檢非違使を置いたほど治安は悪かつた。貞觀三十年十一月のことである。

また翌年五月には、備前国司が官米八千斛を船に積んで上納の途中、海賊団におそれてそつくり強奪された上、百姓十一人が慘殺されたという椿事がおこつてゐる。『三代実録』にも、この頃海上に無賴の賊徒群をなして往還の良民を殺害し、公私財物をかすめると記してあるくらいだから、もつてどんなに地方の治安が悪化していたかが想像されるであろう。

（註）諸國の政治を監察するため巡査使を派遣することは、早くから行なわれていたが、平安早々の延暦元年（七八二年）には、国司の政治や官物の監査のため勘解由使を置いて、鋭意地方政治の作興に努力した。しかし地方治安はますます悪化する一方であつたため、檢非違使その他の化して

（註）『延喜式主税』に、  
「**俘囚料上総国二万五千束・下総国二万束**と、上  
総の負担が多いのは俘囚の数が圧倒的に多かつたからであろう。  
これも一方的に、ただ俘囚の性質が凶惡であつたとばかりは言えず、管理する役人側のやりかたに重大な欠陥があつたがため、すなわち処置よろしきを得なかつたことを認めるべきではあるまい。  
つまるところは、地方役人の素質劣悪をものがたつてゐることにならう。

かような役人がうようよしていたのでは、險惡な世相をかもしだし社会不安を増大して、人心の頽廢するのは当然であろう。為政者が何よりも先ず真剣に、人造りの問題と取りくまなければならなくなるのは、昔も今も変わることのない定石である。

神社行政の刷新と一宮の成立 平安朝廷また想をここにいたし、綱紀廉正と世道人心の作興を神道にもとめた結果が、平城天皇の「神社修造の勅」となつて現われたといえる。

あたかも平安中期以降、朝廷の綱紀衰退このかた神社行政も投げやりになつてゐた。神社への奉幣もすたつて甚だしく略式となり、各地の神社も荒廃ようやく目だつといつありさまざまであつた。おろそ

かになつた祭政一致を旧に復するため、この詔勅を見る事となつたわけである。

一宮の玉前神社も、このころ三回にわたつて神階の陞叙が行なわれている。

最初は貞觀十年（八六八年）、つぎは元慶元年（八七七年）と八年に、左のとおり宣下された。

清和帝、貞觀十年七月二十七日戊午、上総國從五位上勲五等玉前神に従四位下を授く

陽成帝、元慶元年五月十七日丁巳、同上、正四位上を授く（下の誤り）

光孝帝、同 八年七月十五日癸酉、同 上、正四位上を授く

（『三代実録』所収）

これをもつて考へるに、すくなくも平安朝の中期における玉前神社は、上総有数の名社であつて中央にも重んぜられていたことが知られる。

さればこそ醍醐天皇の延喜年間（九〇一—一二一年）に、諸国の神社資格を一定して『延喜式神名帳』がつくられたとき、玉前神社は上総國名神大社として登録されたのである。

由緒ある諸国の大社に、神祇官の奉幣する官幣と国司等の奉幣する國幣の両制度があつたことは、古來のしきたりであるが、この神名帳によつて全国三一三二一座の式内社<sup>しまだいしゃ</sup>は確定をみることになった。

これと相前後して出来たものか、諸国に一社を撰んで一ノ宮と称

るものである。

ともかく、玉前神社が上総一ノ宮に撰定されたことは、東上総の上代史を考へる上にも重要なウエイトを持つ。前篇に詳述したように、房総最古の能満寺古墳の地に接して、最古の由緒をもつ一ノ宮の鎮座することは、必ずしも偶然とは思えない。

上総一ノ宮は、旧二ノ宮本郷村山崎（現茂原市）の二宮神社といわれている。往古の一ノ宮在總鎮守といわれ、かつては周囲を長柄郡にかこまれて、この地帯だけ埴生郡の飛び地になつてゐた。長柄郡には、延喜式内の旧社橘神社があつて、のちにこれを二ノ宮と誤まるものが多いた。しかし、山崎の二宮神社は一ノ宮に次ぐ古社との里伝はあるが、祭神は五瀬命あるいは鶴鷺草葺不合尊<sup>とよめのなごみ</sup>というだけで、玉前神との縁由については何もわかつてゐない。三ノ宮は、隣接の旧土陸村（現睦沢村）北山田に三宮神社がある。祭神は五瀬命・稻飯命・三毛入野命、毎年九月十三日の秋祭に神輿が玉前神社に会合し、東浪見釣ガ崎に海中渡御する神事が行なわれてゐる。（玉前神については前篇中「東上総の珠と玉前神」参照）

土地制度の崩壊 前述のように、神社行政の革新によつて世道人心のたてなおしをはかり、警察行政の強化によつて地方治安の回復につとめたが、しかもなお律令国家の基盤をなす土地制度の崩壊は、もう如何ともすることが出来ないところまで進んでいった。一難去つてまた一難きたるという言葉のとおり、衰退ひとすじの宿命には、次の禍根がおおきく根ざしていたのである。

禍根、それは莊園の發展による公地公民制の自壞である。権力を

することが普遍してゐる。いずれの時に、いかなる事由で何びとが定めたか、いつさい明らかでないが、『今昔物語』に周防國（山口県）一ノ宮玉祖大明神の記あるを文献の初見とする。

一般的の例でみると、一ノ宮はその地方を開拓した功労神で、鎮座地は宮居の跡地あるいは何らかの関連をもつ地であることが多い。その地方で由緒の古い、そして篤信されている神社が、次第に勢力を得て首位におされ、遂に公認されたものではないかという見方もあつた。だいたい平安朝の初期にそういう事実が出来あがり、鎌倉初期ごろには具体的に固定してしまつたかと思われるふしがある。

その発生についても学者の間に、次のような諸説が論じられている。

一、神祇官や国司が、国内神社への布告通達の触頭（ふれがしら）としたものが、いつしか一ノ宮となつた。

二、国司就任の際の代表的参拝神社が、一ノ宮と呼ばれるようになつた。

三、国司が国内巡拝のとき、最初に参拝する神社である。

四、官社のうち、その国で神位最も高く、しかも累進の早い神社が一ノ宮となる。

どれも一説たるにとどまるが、『延喜式』が制定されて、いつしか各国で主要神社に等級をつける風潮がおこり、やがて一ノ宮の発生をみたものようである。そして、つづいて一ノ宮・三ノ宮・四ノ宮などと呼ぶものが出てきたと推考される。のちに、一郡や一郷内で一ノ宮を称する神社が現われてゐる例は、たまたまこれを裏づけ

することができる。いざれの時に、いかなる事由で何びとが定めたか、いつさい明らかでないが、『今昔物語』に周防國（山口県）一ノ宮玉祖大明神の記あるを文献の初見とする。

藻原荘の四至が今どの辺にあたるか、地名の手がかりもないこととて知るよしもないが、旧茂原村はこの莊園に淵源するやの見方もある。かような藤原一族の莊園は、房総にもたくさんあり、埴生郡下にも所在したことであろう。これはまた、地方官が任期満つるも京都にかえらず、三世一身法に便乗して私墾田を開拓し、土地私有制度を復活させていた好見本でもある。

(註)『朝野群載』は永久四年(一一六年)三善為康編、全三十卷の古記録集で、中に次の施入帳が收められている。ここに漢文を和文に改めて掲出しておく。

藻原庄、壱處。地四至、東は清水野を限る、西は巨堤葦原を限る、南は

緑野を限る、北は小竹河を限る。

東西壱仟弐拾丈、南北肆佰捌拾疋丈。

田代庄、壱處は長柄郡に在り、壱處は天羽郡に在り、開田參拾余町畠等、

員は券文に在り。

右の庄田等は國券公驗等の書を副えて入れ奉ること件の如し。

中んづく藻原庄は曾祖父、故從四位上黒麻呂朝臣の牧なり。墾闢して治田と為すなり。田代庄は始め曾祖父より祖父の故從五位下春繼朝臣に至り、其の間に往々買得し以て私業と為せるなり。先考の故從四位上良尚朝臣、相承け管領するなり。菅根等は先人の生平に過庭の訓を被りて云えらる、件の両箇庄は先君の命有り興福寺に施入す可しと云々、昔先君は此の藻原庄に隠居す、即ち遺命に云う、病は膏肓深く命は旦暮に迫る、若し不諱有らば此の庄中に葬れ、汝の生時我慮かる無し、若し其の後子孫其の人に非ず転じて他人の地と為すか、恐らく牛羊をして我が墳墓を踐ましめん、須らく汝の世に即ち興福寺に施入すべしと、仍りて遺命に隨いて件の庄中に葬る。今我が命錄頗る叶い得て飢寒を免る、須らく先君の本意に隨い彼の寺に施入すべし、比此の念を作し不意に遷化す、今管根等敬い祖考の命に隨い件等の庄田を施入す。伏して願う寺家彼の庄に下知せんことを、但し天羽庄は維摩会の資用に奉り藻原庄は諸聖衆の

収公しない。天平十五年(七四三年)五月発布の墾田永代私有法一身分

に応じた一定の高を超過せず、国司の承認を得て三年以内に完了すること等の条件のもとに開墾した田地は、永代の私有が許される。これらの法令が莊園の發達をうながす直接の誘因となつた。

その一方、重い課役に苦しんでいた公民たちは、重荷から逃がれる窮余の一策として己が口分田を社寺や貴族に寄進し、競つて莊民となるありさまであった。こうしてますます拡大増加の一途をたどつた不輸租の莊園は、年たつにつれて治外法權的性格を帯びるようになつて、律令制の崩壊へと拍車をかけていったのである。

#### 貴族の墮落と官僚の腐敗

紀腐敗と文弱は甚だしく、国司に任せられても任地に赴かず、身は中央京都にとどまって酒池肉林におぼれ、国々の府庁を留守所と呼んで代人を派遣するか、あるいはその地の豪族に任せると、徹底した弛緩ぶりであった。これを遙任といつたが、地を踏まずして収益をふところに入れる点は、最近まであつた不在地主と性格を同じくする。

また一方には弘仁七年(八一六年)八月、上総国夷隅郡に怪火あって官物の額五十七万余束が焼け、正倉六十軒も灰になるという事件が起つている。しかも放火犯人と目される税長久米部某は燃えかかる炎を見て罪のがれざるを覺つてか、その場から逃走のあげく自殺してしまつた。『類聚国史』卷八四にのる官物焼亡ものがたりであるが、似たようなことはこれより前、神護景雲三年(七六九年)八月、下総国猿島郡にも起つていて、この方は『続日本紀』卷三〇

供給に奉る。頗るくば此の功德を以て、先ず祖考を資するに奉じ早く漏屋を脱し、常樂我淨の城に遊び、迷風を渡り乍ら究竟涅槃の岸に触る、乃至は七世の父母、皆仏道を成さんと敬い白す。

寛平二年歲次庚戌八月五日。蔭子、藤原朝臣敏樹。藤原朝臣基風。藤原朝臣房貞。藤原朝臣顯相。藤原朝臣真興。因幡守、藤原朝臣菅根。

別當大納言卿宣を奉す你、宜しく彼の寺に下知して早く領納せしむべし。

同月二十日、別當左少弁藤原朝臣佐世季る。

当時の興福寺は、藤原氏一門の私寺として全国から、こうした寄進を受けて僧兵を養い、財力・武力をもつて官寺をしのいだ。

この莊園は、今の茂原附近と長柄町田代および君津郡天羽にあつたもので、奉繼・良尚・菅根の三世が相続領有していた。それを菅根のときに、父祖の遺命によつて藤原氏の氏寺興福寺に施入したのである。黒磨は親王任国以前の上総守で、宝亀八年(七七七年)一月任せられているから、彼が在任中にせつと開拓した広大な私墾田とすることが判る。その子孫の良尚は、茂原の地に起居して葬地までここと遺命しているが、今はその墓所さえ何処にあるものやら見当がつかない。

八世紀の初頭、養老・天平年中に国富増進のための耕地拡大策として、開墾田の奨励とその免稅ならびに私有を許す政令を発布したが、富力ある藤原一族はこれに便乗して私属の人民はもとより浮浪民をも使役し、競つて未開地の開拓につとめ所領の増大と飽くなき私富の蓄積を図つたのである。

(註)養老七年(七二三年)四月発布の三世一身の法—新たに池溝などの灌漑施設をつくって荒地を開墾した者には、多少にかかわらずその田地を三世に伝えさせ、また池溝を利用して開墾した者にはその一代の間は

に、穀六千四百余斛を焼失したとある。

(註)摘んだ稻の穂を穎(えい)といい、穎をこいて粒にしたのを穀(こく)または粂(もみ)と呼ぶ。脱穀すれば米すなわち玄米である。租の納入は稻・穎・穀・米のいずれかで、官はこれを仓库に貯蔵した。上古は多く穎をもつて納められ、これを片手でたばね得る分量を単位として何束と表示された。平安朝頃から穀が交るようになり、のちには穀納が普通となつて升で量る石・斗・升が単位となつた。

さて上述の怪火は、綱紀の紊乱が地方官吏に、骨がらみ必みこんでいたことを示す好例である。上の行なうところは下これに倣うで、官物を不正に私した役人が発覚をおそれ、あるいはごまかしのために、証拠湮滅をはかつてやつた仕業である。

そのころ、こういう奸策を弄することが全国的に流行したため、朝廷もさすがに業をやしたとみえ、宝亀四年(七七三年)八月、次の通達を出している。

「諸国郡司燒官物者、主帳以上皆解見任、(中略)當団軍毅不救火者、亦准郡司解却」(続日本紀)

文意は、諸国郡司にして官物を焼くものは主帳から上の全員の現任を解く、また軍団も消火をおこたれば郡司と同罪たるべし、といふのである。つまり、懲戒免職として厳重に処分されたわけである。

**武門の興隆** こうした情勢下に、関東にくだつて活躍、よく民心を擰んだ平氏は、もと藤原氏の用心棒であった。彼等は中央にあつて、あらゆる榮達の道を藤原一門に独占され、みなぎる霸氣を地方に発散させる以外に手がなかつた。

新進氣鋭の性格をもつたこの用心棒が、実質的に莊園を支配して、武道をみがき財富をたくわえ、在所の豪族と婚を通じて土着したのである。彼等は多くの農民を配下とし、ついで兵馬を養成して武門武士を称した。そして子孫繁延、おののおの相承けて地方に牢固定勢力を扶植するに至つた。

関東における桓武平氏の一統、これから派生した千葉氏と上総氏が、房総を代表する武門である。

当時は莊園の領主である貴族や社寺を領家といつたが、中には年貢の一部を納めて己が莊園を皇室その他の權威者に寄せ、そのかげにかくれて特權を享受するものもあつた。本家とか本所と呼ばれたのは、こういう莊園の最高領主を指している。すなわち地方豪族は、本家・領家を名目上の領主と仰いで、実質的には自分が庄司としてその地方に君臨していたのである。これが武士となつて土地開発者である名主や地主層をしたがえ、さらにその下に多くの下人と呼ばれる耕作民等が隸属して、ここに新らしい階級社会が芽生えてゆくのである。これは今までと、まったくちがつた絶対的主従関係を生み、やがて次代の封建制社会へと発展するわけである。

一方では莊園貴族ともいべき、これら武門の發展が中央朝廷の威令を地に墜とし、あまつさえ土地制度を根こそぎ破壊して、郡郷

よばず一两年をでないうちに、それぞれ誅に伏して事件は落着したが、これが朝野を震撼させたことは非常なものであつた。

同時に、新らに興起した武士の實力を天下に示し、武門の勢力はこれをキッカケとして勃然と頭をもたげた。そのころ、將門のよう志を得ざる在野の不平分子は、全国に満ちあふれていたのである。

將門は桓武天皇の皇子、葛原親王の玄孫にあたり、鎮守府將軍平良将の第三子として生れた。青年のころ、京にあって摂政の藤原忠平に仕え、檢非違使に就職することを願つて断られ、父祖の地下總國豊田郡に帰つて相馬小二郎を称した。そして徒党をひきいて常總各地を掠めて領有し、次第に勢力を拡大していく。

たまたま前常陸大掾源護の子、扶・隆・繁の三人と婦女のことと争うに至つたが、このとき將門の伯父常陸大掾平国香（良望）は三子に味方し官威をかりて圧迫したので、承平五年（九三五年）一月、彼等を常陸府中（今の石岡市）に攻めて殺した。国香の子貞盛は、下総介平良兼（これも將門の伯父）と兵をあわせて將門と戦つたが大敗し、わずかに身をもつて京都にのがれ、これを訴えた。よつて朝廷は將門を罪科に問わんとしたところ、彼も京都にのぼつて具さに事情を陳述したため許された。

越えて天慶二年、事によつて常陸國司藤原惟幾を攻めて捕虜とし、これを好機とばかり、常陸・下総から下野・上野の一帯を侵略したのである。しかも、いたるところ人心を收攬して、ついに関八州を勢力圏とした上、下総猿島郡岩井（いま茨城県）に偽宮を造営し文

等の行政機構を麻痺させてしまうのである。それにもなつて、朝廷貴族である藤原氏の衰運は急坂を下るがごとく進んで、もはや昔日の面影をとどむべくもなかつた。

代つて、新興の武門棟梁が着々と實力をたくわえ、次の階級社会を育成し支配する機運は熟していった。しかも、それら武門の配下として第一線に活躍する関東武士は、質実剛健でよく困苦にたえ、日夜広大な平原を馳駆して兵馬の術に長じていた。封建社会の金科玉条、いうところの武士道は、これらの関東武士の間から發祥し、そして完成されていったものである。

のちに南北朝時代、かの楠正成をして「力をもつて戦わば六十余州の兵を合するも、武相二州の兵に敵すること能はず」と嘆息の声を吐かせたが、それほどに西日本の武将を畏怖せしめたのである。この場合の武相一州の兵とは、鎌倉武士すなわち関八州の武士のことである。由来、関東の壯丁は鎮西の防人や征夷の鎮兵このかた、その精銳無比の勇猛ぶりを天下にうたわれていたのである。

**將門の乱** 既得権益の上に安座して、わが世の春を謳歌する藤原一門を驚倒させたのは、東国におこった將門の叛乱、史家のいう天慶の乱である。天慶二年（九三九年）十一月二十一日、常陸を押領した平將門は、常總を根拠地として全関東を一大争乱に巻きこむ口火を切つた。時に、あたかも東西相呼応するかのことく、前伊予様藤原純友も西海に反軍の烽火をあげたのである。

両者とともに、藤原氏一族の跋扈する中央政界に立身出世の希望を絶たれ、地方にくだつて武門の棟梁となつたものである。まだ力お

武百官を置いたという。

朝廷は直ちに、藤原忠文を征東大將軍として討伐に下らせたが、到着にさきだつて国香の子貞盛と下野國押領使の藤原秀郷連合軍に滅ぼされてしまった。

『本朝文粹』には、翌くる三年一月十一日の太政官符をのせてい

るが、文中に「國家開闢以来本朝叛逆の甚だしき、未だ此の如きものあらず」と、当時のおどろきぶりのほどを伝えている。

將門についての伝説地は、関東各地におびただしくあって、下総から上総武射郡にかけてもたくさんのかつてゐるが、長柄・埴生郡以南には將門来往の伝説を聞かない。ただ旧鶴枝村上永吉（現茂原市）の八幡神社に、

「社伝によれば平貞盛の創建にかかる、天慶二年十一月平將門一下総に乱を起し平新皇と称せり、藤原秀郷・平貞盛と兵一万九千を率ひで之を征す、將門戦敗れて逃走するや貞盛之を追ひ汝は父の仇なればと、心に宇佐八幡を念じ放つ矢は過たず將門を射落したり、功によりて貞盛は上総國を賜はり從五位上に叙せらる、此に於て貞盛深く八幡宮の冥護と感じ、領國上総永吉邑に社を建て之を祭り、二百貫を以て社領となし、且つ將門を射し矢の根を奉納せり」（長生郡郷土誌、二五九頁）

この大乱に直接の関係うすきため、少ないものであろうか。

しかしながら、間接には相当の被害があつたと考えられる。承平五年より天慶三年までの前後六年間にわたる大争乱とそのあとしまつが、関東諸国を荒廃させたことは想像を絶するものがある。北上総と下総・常陸一帯の隨處に戦場が展開して、農耕も機織の業も能わざというありさまであった。したがって、東上総地方も大なりとなり余波をうけて生産低下し、あたりの農漁村は疲弊を避けられなかつたであろう。

天慶八年に、諸国の貢物を上・中・下・無品・鹿・不貢の六等級に品定したとき、この関東有数の物資ゆたかを誇る房総が、最下等に近い第五位の鹿<sup>モ</sup>に当っているのは、乱後五年にしてなおも生産が復興しなかつた事実を、よく証明するものである。

次にこの大乱を契機として、関東に源氏の勢力がはじめて進出したが、これは重視すべきことである。

すなわち源經基が、將門および西國の純友を討伐した功によつて、武藏守兼鎮守府將軍に任せられ、その子孫が関東各地に繁延するようになつたのである。

忠常の乱 將門の乱があつてから八十九年目に、こんどは前上

総介平忠常（忠恒）が上総の一角に叛旗をひるがえした。

これがまた平安朝悼尾の大事件として、朝野をおどろかせたことは大変なものであった。史家は、これを長元の乱といふ。前回どちらがつて規模はちいさく、舞台は房総半島にとどまつたが、こんどは争乱の渦中に入つただけに、長生郡地方のこうむつた戦禍は激甚を

おかして国守平惟忠を焼殺し、かくて房総全土に暴威をふるつたのである。

朝廷は檢非違使平直方を急破して追討をはかつたが、却つて破られ、安房国司のこととは命からがら京都に逃げかえるありさまであつた。ために、三年三月直方を召還し、かわって甲斐守源頼信はじめ坂東各國の国司に、忠常追捕の勅命をくだした。この間、三年の歳月を経過しているから、思うに関西軍は、忠常のひきいる房総軍に対しても、まつたく歯がたたなかつたものであろう。さてこそ朝廷も、関東の強兵は関東の精銳をもつて討つべしときめたわけである。

さすがに忠常も、頼信連合軍來たると聞いて大いにあわて、翌四年四月突如降伏し、頼信にともなわれて京都に上る途中、美濃国野上の里（蜂屋庄）で病のため斃れてしまった。

これでやつと、前後四年にわたる大騒動も片づいたが、房総三国の荒廃は將門の乱後にもまして惨憺たるものであった。住民は家を

棄てて逃散し、田畠は荒野と化して耕作するものもなく、いたるところに婦女子の餓死を見たと旧記にしのぞんでいる。

耕作になじんで、民力がようやく安定すると、これを基盤として次の武力戦が展開されるのだから、いつの世になつても農民の生活に花は咲かなかつたわけである。

この大乱が平定すると、將門の乱鎮圧によつて進出した源氏の勢力は、いよいよ関東においてゆるぎないものとなつた。源家に対する人気、その勢威は、関八州に鳴りひびいたのである。ことに頼信の子の頼義と、その子八幡太郎義家が前九年（一〇五一—六一年）、後三年（一〇八三—八七年）の両役に奥羽の強豪清原一族を征伐してから、威名はいよいよ高く、諸豪族の來たつて帰服するもの相次いだ。

これまで関東各地に勢力をはつてゐた平氏一族も、そろつて傘下に加わるようになつた。殊に後三年の役後、義家が奏上して官符を請うたところ、朝廷はこれを私闘なりとして功賞のことなく、やむを得ず私財を投げだして多くの将士の論功行賞をすませてより、関東武士は皆口をそろえて、「むしろ朝廷に背くとも源氏に叛するながれ」といつて、感激また忠誠を誓つた。

乱を起した忠常の子、常将はゆるされて上総介となり、上総に居住して頼信・頼義に従い、永承年中（一〇四六—五三年）頼義の奥州征討に従軍して功をたてた。その子常長は下総權介兼武藏押領使に任ぜられ、康平年中（一〇五八—六五年）頼義について安倍貞任を討ち海東將軍となつた。

きわめた。

忠常は、相模国村岡の住人平良文の孫にあたり、上総介兼武藏押領使として上総大椎（山武郡土氣町）に居城をかまえ、のちに下総大友（香取郡東庄町）に移つて房総に霸をとなえていた。勢にまかせて租税は收めず、調庸を横取りして富力をたくわえ、長元元年常陸介平正度と私事から争をおこし、下総國司藤原包昌の調停をも聞かず、却つてこれを攻めるという乱暴ぶりであった。

次いで上総國府に兵を進め國司平為政一族を捕え、さらに安房をおかして国守平惟忠を焼殺し、かくて房総全土に暴威をふるつたのである。

朝廷は檢非違使平直方を急破して追討をはかつたが、却つて破られ、安房国司のこととは命からがら京都に逃げかえるありさまであつた。ために、三年三月直方を召還し、かわって甲斐守源頼信はじめ坂東各國の国司に、忠常追捕の勅命をくだした。この間、三年の歳月を経過しているから、思うに関西軍は、忠常のひきいる房総軍に対しても、まつたく歯がたたなかつたものであろう。さてこそ朝廷も、関東の強兵は関東の精銳をもつて討つべしときめたわけである。

さすがに忠常も、頼信連合軍來たると聞いて大いにあわて、翌四年四月突如降伏し、頼信にともなわれて京都に上る途中、美濃国野上の里（蜂屋庄）で病のため斃れてしまった。

これでやつと、前後四年にわたる大騒動も片づいたが、房総三国の荒廃は將門の乱後にもまして惨憺たるものであった。住民は家を

またこれが、後年の源家再興、頼朝の関東挙兵から、ひいて鎌倉幕府の生誕にも、つながつていくわけである。その子孫、常胤（千葉氏）および広常（上総氏）については、後の章に述べることにする。

かくして源平一氏の緊密な主従関係が、ここに出来あがつたのである。

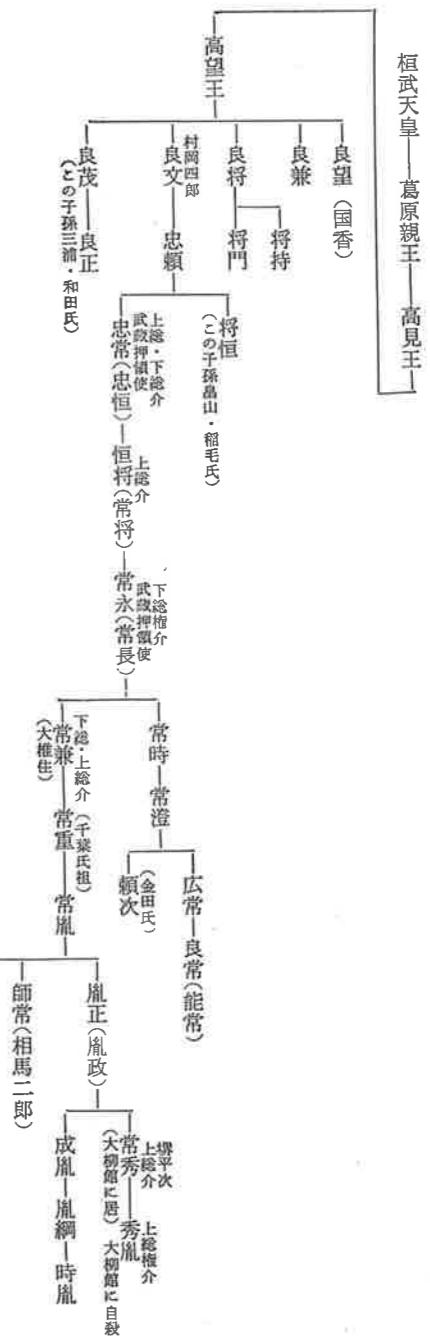
またこれが、後年の源家再興、頼朝の関東挙兵から、ひいて鎌倉幕府の生誕にも、つながつていくわけである。その子孫、常胤（千葉氏）および広常（上総氏）については、後の章に述べることにする。

鎌倉時代までの千葉氏略系を『尊卑分脈』その他によつて、左に掲出して参考とする。これには、通説で常兼の弟といふ常家すなわち上総氏の祖なく、常時が上総広常の祖となつてゐる。

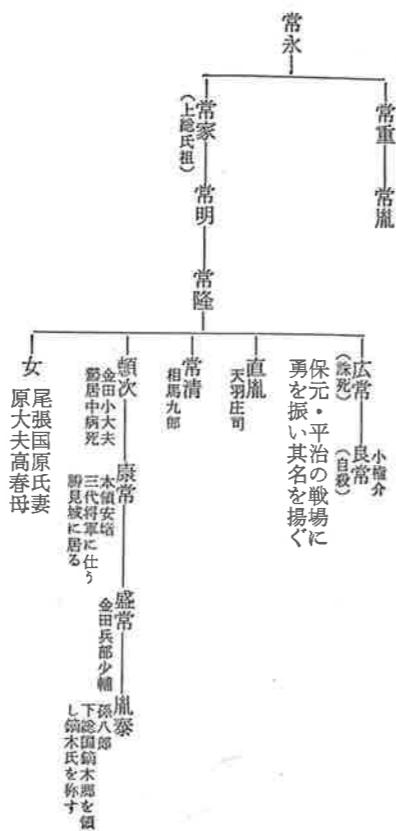
つづいて次に載せたのは、『千葉大系図』から抜萃した上総氏系である。

両者をあわせみることによつても、出自の概要をつかむだけで、後に述べるように、正確なことは捕捉しがたいのが戦国武将の家系である。

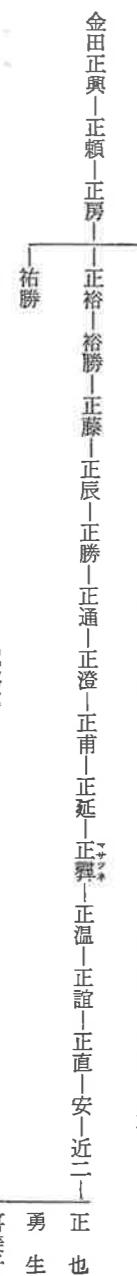
一、千葉氏略系図



二、上総氏略系図



上総氏略系図



金田系図

金田鬼一家菩提寺 東京谷中天王寺内  
了院寺  
巢鴨 高岩寺 (俗称とげぬき地蔵)

正也 生勇 鈴枝 美喜子